

カトリック久居教会小教区評議会規約

1条 規約の趣旨

カトリック京都司教区の全小教区で共同宣教司牧を推進していくために、京都教区長から発布された「共同宣教司牧を推進する小教区の規約を作りましょう！」の「緒言」及び「カトリック京都司教区 小教区規約作成のための指針」に沿って、以下にカトリック久居教会における小教区評議会規約を作成するものである。

2条 小教区評議会の設置

2-1 (設置と名称)

久居教会に小教区評議会を設置し、名称を「カトリック久居教会小教区評議会」とする(以下評議会と呼ぶ)。

2-2 (目的)

評議会は、小教区がカトリックの普遍教会、及び京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために設置する。

2-3 (主宰)

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

2-4 (評議員)

評議会の「評議員」は、次のものによって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」
- ② 各部会の代表者
- ③ その他のグループの代表者、カテキスタの代表者

2-5 (評議会の会合)

評議会の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって通常は毎月1回(ただし8月を除いてもよい)を開催する。また、臨時の会合もブロック担当司祭団の判断で開催される。

2-6 (審議事項)

評議会は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下のとおり。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針(長期、短期)の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認。

- ④ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変、同活動の協力調整。
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他の重要事項。

2-7 (審議決定と承認)

出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出す。決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

3条 役員について

3-1 (役員を選出)

- ① 役員とは、教会運営に奉仕する信徒の代表者のことをいう。
- ② 役員の定数を男2名、女2名の計4名とする。
- ③ 役員を選出は、ブロック担当司祭団と共に行う。担当司祭団が、信徒の意見を聞くという意味で、立候補、推薦の有無にかかわらず信徒により投票にて役員を選出を行う。
- ④ 役員の任期は1月から翌年12月までの1期2年とする。その選出は、役員の半数(男1・女1)を毎年11月に決定する。任期途中で交代の場合、交代したものの任期は前任者の残りの任期とする。
- ⑤ 役員としての連続再任は2期(4年)までとし、任期終了後2年間を選任しない。役員の任務で主担当(小教区信徒の取りまとめ担当・ブロック担当・三重県協議会担当)を決める場合、役員の間で相談して決めることができるが、同じ主担当を2期連続しない。
- ⑥ 選挙権、被選挙権共に、その教会に在籍する20歳以上の信徒が有する。
- ⑦ 役員は、ブロック担当司祭団が任命する。

3-2 (役員の仕事)

- ① 役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ② 評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- ③ 小教区の代表として「ブロック会議」、「司教地区集会」、「地区協議会」などに派遣される。

4条 部会制度について

4-1 (部会制度の導入)

小教区における重要で不可欠の活動のため、部会制度を導入する。これらは、評議会の内部または下部組織ではなく、評議会で決定された小教区の方針にしたがって活動する執行機関である。

4-2 (部会)

「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」の5つを設ける。
この5つの部会の業務分掌は別に定めて公示する。

4-3 (全員参加)

小教区の活動や奉仕業務を、一部の信徒に任せるのではなく、信徒全員が「一人一役」を徹底し、より機能的に活動するため、信徒全員は何れかの部会に属することが勧められる。部会への加入は、公募する。

4-4 (部会に所属できない信徒への配慮)

信徒が小教区で活動するとは、必ずしも部会に所属して活動することがすべてではない。信徒各自の事情や、一人一人の積極的な自由な発意の活動も教会の重要なものである。したがって、部会以外の形態で活動することを認め、評議会にそれらの人々が適宜参加し発言することができるものとする。

また、小教区の運営に関することを信徒がいつも自由に意見を述べるができるものとする。

4-5 (「財務部」の奉仕メンバー、信者名簿など個人情報担当の「教会事務」奉仕メンバー及び「津・久居共同墓地委員」について)

「財務部」、「教会事務」及び「津・久居共同墓地委員」については、業務の性質上、メンバーは公募しないで、ブロック担当司祭団と役員が相談し、司祭団が指名する。

4-6 (部の責任代表者)

① 各部会より、1名ないし2名の責任代表者を選出し、部会をまとめる。各部会の代表者の選出は役員の調整により各部会内の話し合いで決めるが、話し合いで決まらない場合は部員による選挙で選出する。任期は1期1年、同一部会の責任代表としての再任については原則2期(2年)連続までとする。ただし役員の上承により更に2期(2年)まで(計4年)連続して再任できるものとする。

② 代表者は、評議会に評議員として派遣される。

4-7 (その他の活動部会)

京都教区優先課題遂行のため国際協力部、ユースの部、社会活動部の部会を設ける。その業務分掌については別に定めて公示する。

4-8 (担 当)

上記の他に司教任命による奉仕者や、対外的窓口のため一定の担当者を置かなければならない活動がある。子供の家、津・久居共同墓地、滞日外国人司牧、教会事務、集会司式者、聖体奉仕者などがあり、その業務分掌については別に定めて公示する。評議会はそれらの業務や活動が小教区の公の活動となるように支援し、監督責任を果たさなければならない。各担当者は評議会と連携を図らなければならない。

5条 任意団体

5-1 (性 格)

壮年会・婦人会・青年会など、性別、世代別、また地域(地区)等の会が要となった場合、上記の「部会」とは性格を異にした「任意の団体」として「部会制度」と平行して、活動することができるものとする。ただし、部会での仕事を、このような任意団体に丸投げするようなことはしない。任意団体は、部会活動に取って代わるものではなく、あくまでも任意の目的にしたがって申請され評議会の承認に基づき結成し、その活動を小教区の中で有機的、補完的に行うものとする。奉仕部、各地区集会などがあり、別に定めて公示する。

5-2 (評議会への参加)

各任意団体は、ブロック担当司祭団の承認により、評議会に代表者を「評議員」として派遣することができる。

6条 小教区総会

6-1 (名称)

信徒全員が参加する「久居教会総会」(以下総会という)を行う。

6-2 (最高決議機関ではない)

総会は、小教区の最高議決機関ではなく、小教区の決議機関の役割は「小教区評議会」にある。したがって、総会で、小教区会計の予算及び決算の承認を得る必要はない。

総会は、信徒が誰でも参加できる、また参加すべき集会で、そこでは、すでに評議会で決定され、司祭団によって承認された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べることができる機会とする。

6-3 (開催)

総会を招集するのは、ブロック担当司祭団とする。開催は原則として1月及び7月とするが必要に応じ開催することができる。

7条 会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ハウロ 大塚喜直

